

令和元年5月15日

各位

鶴岡信用金庫

中小企業者等に対する金融の円滑化に係る実施状況について

鶴岡信用金庫（理事長 佐藤 祐司）は、地域の協同組織金融機関として、「地域の中小企業者および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給していくこと」を、金融機関の最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

今般、中小企業者等に対する金融の円滑化に係る実施状況（平成31年3月末基準日現在）について取り纏めましたのでお知らせいたします。

なお、金融の円滑化に係る実施状況につきましては、金融円滑化法施行後（平成21年12月4日）からの累計となります。

記

第1：貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
（債務者が中小企業者である場合）

第2：貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
（債務者が住宅資金借入者である場合）

※ 詳細は別添の通りとなります。

以上

《本件に関するお問い合わせ先》

鶴岡信用金庫 融資部 融資審査課 電話番号：0235-22-2598

第1 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者である場合]

(単位：件)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	2,291	2,428	2,554	2,660	2,765	2,880	2,987	3,083	3,180	3,295	3,486	3,697	3,874	4,279	4,647
うち、実行に係る貸付債権の数	2,090	2,235	2,351	2,440	2,536	2,653	2,737	2,840	2,919	3,037	3,216	3,407	3,583	3,968	4,318
うち、謝絶に係る貸付債権の数	83	88	90	102	103	105	111	113	116	120	133	135	135	143	157
うち、審査中の貸付債権の数	32	16	19	21	25	16	26	7	22	14	12	20	17	6	8
うち、取下げに係る貸付債権の数	86	89	94	97	101	106	113	123	123	124	125	135	139	162	164

第2 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位：件)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	159	171	172	181	183	192	201	203	210	216	226	236	242	254	267
うち、実行に係る貸付債権の数	124	134	136	140	142	150	153	157	161	167	175	183	188	198	210
うち、謝絶に係る貸付債権の数	18	19	20	20	23	25	25	27	28	29	31	34	35	35	35
うち、審査中の貸付債権の数	2	2	0	5	2	0	5	1	3	2	2	1	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	15	16	16	16	16	17	18	18	18	18	18	18	19	21	22